

正誤表（平成31年4月9日）

資料2	修正前	修正後
65頁	冷房能力が105 kW以上の吸収冷温水機が対象（木質ペレットを燃料とする機器は対象外）（備考1）	冷凍能力が105 kW以上の吸収冷温水機が対象（木質ペレットを燃料とする機器は対象外）（備考1）